



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

第10号

令和8年2月6日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

- 81 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 82 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 83 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止(障害福祉課)
- 84 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 85 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 86 道路の区域変更(道路管理課)
- 87 兼用工作物の管理方法に係る協議成立(道路管理課)

公　　告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出事項の変更(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)

企業局公告

- 一般競争入札の実施(企業局総務課)
- 一般競争入札の実施(企業局総務課)

告　　示

◎新潟県告示第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

令和8年2月6日

新潟県知事　花　角　英　世

| 名　称 | 所　在　地 | 担当する医療の種　類 | 指定年月日 |
|-----------|------------|------------|-----------|
| 医療法人妙高診療所 | 妙高市蓬生524-1 | 精神通院医療 | 令和7年12月1日 |

| | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------|----------|
| えはら薬局 塚野目店 | 三条市塚野目 4-19-17 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |
| ウラダテ調剤薬局 | 三条市西裏館1丁目9番41号 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |
| care youth訪問看護リハビリステーション | 燕市白山町1丁目1番23号 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |
| 在宅看護センターゆるハピ | 村上市山居町1-15-17ラ・メールクラブ駅前D | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |

◎新潟県告示第82号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

令和8年2月6日

新潟県知事 花角英世

| 名称 | 所在地 | 担当する医療の種類 | 更新年月日 |
|-------------|---------------|-----------|----------|
| みなみ調剤薬局 | 燕市宮町2-30 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |
| 株式会社日野庄商店 | 燕市仲町2番34号 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |
| あたご調剤薬局 | 五泉市村松1288-8 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |
| みなみ調剤薬局 | 佐渡市東大通1232-2 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |
| みなみ調剤薬局大手町店 | 新発田市大手町2-1-9 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |
| 中安調剤薬局国道店 | 村上市仲間町225-2 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |
| みなみ調剤薬局 | 柏崎市西本町2-3-5 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |
| ALPHAS薬局分水店 | 燕市地蔵堂本町3-4-14 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |
| みなみ調剤薬局 | 燕市宮町2-30 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |

◎新潟県告示第83号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年2月6日

新潟県知事 花角英世

| 名称 | 住所 | 担当する医療の種類 | 廃止年月日 |
|----|----|-----------|-------|
| | | | |

| | | | |
|-----------|---------------|--------|----------|
| ウラダテ調剤薬局 | 三条市西裏館1-10-44 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |
| AIN薬局西裏館店 | 三条市西裏館1-9-41 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |
| しなの薬局塚野目店 | 三条市塚野目4-19-17 | 精神通院医療 | 令和8年2月1日 |

◎新潟県告示第84号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年2月6日

新潟県知事 花角英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積(平方メートル) |
|-----------|----|------------|
| 長岡市西所349番 | 田 | 8,592 |

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。配偶者及び子は相続放棄している。

所有者が死亡した後、周辺農業者で当該は場を管理してきたが、周辺農地を耕作している借り受け予定者が、耕作を行いたいと申し出たことから、県の裁定を希望したもの。

基盤整備が行われた農地で、相続者もいないことから、のままでは今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和8年8月 | 5年 | 42,730円 |

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年2月20日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第85号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年2月6日

新潟県知事 花角英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積(平方メートル) |
|------------|----|------------|
| 長岡市西所104番1 | 田 | 846 |
| 長岡市西所104番2 | 田 | 2,788 |
| 長岡市西所104番3 | 田 | 75 |

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。

配偶者も死亡している。子3人の内、1人は死亡、2人の子は相続放棄している。

所有者が死亡した後、周辺農業者で当該ほ場を管理してきたが、周辺農地を耕作している借り受け予定者が、耕作を行いたいと申し出たことから、県の裁定を希望したもの。

基盤整備が行われた農地で、相続者もいないことから、このままでは今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和8年8月 | 5年 | 18,450円 |

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年2月20日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年2月6日

新潟県知事 花角英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 柿崎牧線

3 道路の区域

| 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------------------|------|---------------|-----------|
| 上越市牧区平方字小田22番3から | 新 | 10.2～27.9メートル | 282.0メートル |

| | | | |
|-----------------|---|--------------|-----------|
| 同市牧区平方字柳平42番2まで | 旧 | 4.1~27.8メートル | 290.5メートル |
|-----------------|---|--------------|-----------|

◎新潟県告示第87号

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年2月6日

新潟県新潟地域振興局長

1 道路の種類及び路線名

県道 咲花温泉線及び新潟村松三川線

2 道路の位置

五泉市馬下字屋敷添1802番地先から同市馬下字川原20番8地先まで及び同市羽下字久徳285番地先から同市下条字堤外714番1地先まで

3 他の工作物の管理者の名称及び所在

名称 河川管理者 北陸地方整備局長

所在 新潟市中央区美咲町1丁目1番1

4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。)以外の部分の改築、維持(路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内を除く。)又は修繕

5 管理の期間

令和7年12月25日から当該施設の存続する日まで

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年2月6日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 上越ウイングマーケットセンター

所在地 上越市大字富岡字五田所256番地

設置者 株式会社パティオ他7者

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(変更後) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 鈴木康介 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

3 変更年月日

令和7年9月26日

4 変更理由

小売業を行う者の代表者変更のため

5 届出年月日

令和8年1月27日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年6月6日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

E メ ー ル ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年2月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ベイシアスーパー千谷店
所在地 小千谷市大字三仏生字上林3489-2番 外
設置者 株式会社ベイシア

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベイシア 代表取締役 橋本 浩英 群馬県前橋市龜里町900番地
(変更後) 株式会社ベイシア 代表取締役 相木 孝仁 群馬県前橋市龜里町900番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベイシア 代表取締役 橋本 浩英 群馬県前橋市龜里町900番地 他2者
(変更後) 株式会社ベイシア 代表取締役 相木 孝仁 群馬県前橋市龜里町900番地 他1者

3 変更年月日

(1) 令和4年7月4日

(2) 令和4年7月4日 他

4 変更理由

(1) 代表者の氏名変更のため

(2) 退店及び代表者の氏名変更のため

5 届出年月日

令和8年1月28日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、小千谷市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年6月6日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

E メ ー ル ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年2月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオンスタイル新発田中田

所在地 新発田市中田町3丁目1324 外

設置者 イオングループ株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和7年9月9日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年3月6日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年2月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオンモール新発田

所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号

設置者 イオングループ株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和7年9月9日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年3月6日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年2月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオン県央ショッピングセンター

所在地 燕市井土巻3丁目65番地

設置者 イオンリテール株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和7年9月9日

3 意見の概要

(1) 燕市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年3月6日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年2月6日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 新長岡ショッピングセンター

所在地 長岡市古正寺1丁目249-1

設置者 イオンリテール株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和7年9月9日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年3月6日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年2月6日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 長岡マークットモール

所在地 長岡市古正寺町字中割203 外

設置者 福田アセット＆サービス株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名)に関する届出

公告日 令和7年9月9日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年3月6日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年2月6日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 (仮称) クスリのアオキ水原南店

所在地 阿賀野市市野山245番1 外

設置者 株式会社クスリのアオキ

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和7年9月26日

3 意見の概要

(1) 阿賀野市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年3月6日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年2月6日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 (仮称) クスリのアオキ田上店

所在地 南蒲原郡田上町大字吉田新田字大清水沢乙550-1

設置者 株式会社クスリのアオキ

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和7年9月26日

3 意見の概要

(1) 田上町からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年3月6日まで

企業局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和8年度ヘリコプターによる人員等輸送委託契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年2月6日

新潟県企業管理者 大田 正信

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和8年度 ヘリコプターによる人員等輸送委託契約

(2) 委託業務の内容等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託業務の履行場所

仕様書及び入札説明書による。

(5) 入札方法

本書及び入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 本公告の日現在で航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項に規定する航空運送事業の許可を受けており、かつ、航空法第20条第1項第3号の認定を受けた事業場を保有している者であること。

(5) 本公告の日現在で業務に必要な空港又はヘリポートが使用できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び入札参加資格申請の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県企業局総務課総務係

電話番号 025-280-5565

Eメール ngt300010@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年3月6日（金）まで、上記3(1)の交付場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

4 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月30日（月） 午後1時30分

(2) 会場

新潟県庁16階 入札室

5 その他

(1) 入札及び契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額（入札時に見積もった空輸料金及び作業料金に年間予定運航時間（空輸時間は2,064分、作業時間は2,312分とする。以下同じ。）を乗じて得た額の合計額）に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の入札保証金を納入するものとする。

ただし、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第146条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

空輸料金及び作業料金の契約単価（税込）に年間予定運航時間をして得た額の合計額の100分の10に相当する金額以上の金額を納入するものとする。

ただし、財務規程第137条第3項に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加資格を証明する書類等を令和8年3月6日（金）午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札者は入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 暴力団の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。ただし、新潟県物品等入札参加資格者で、資格審査申請時に誓約書（物品等入札参加資格審査申請書第1号様式別紙7）を提出している者は提出不要とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者に通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、財務規程第147条の規定に基づいて設定された予定価格以下で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 調達手続の停止

令和8年度新潟県電気事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た時から10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Commissioned work to be submitted for bidding:

FY2026 Contract for helicopter transportation of personnel, etc.

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00 P.M. March 6, 2026

(3) Date of bid opening:

1 : 30 P.M. March 30, 2026

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

General Affairs Division
Bureau of Public Enterprise
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, JAPAN 950-8570
TEL: 025-280-5565
E-mail: ngt300010@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和8年度工業用水道薬品ポリ塩化アルミニウムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年2月6日

新潟県企業管理者 大田正信

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び年間購入予定数量
工業用水道薬品 ポリ塩化アルミニウム 930,000kg

- (2) 調達案件の仕様等
仕様書及び入札説明書による。
(3) 納入期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間で、発注の都度指定する日
(4) 納入場所
仕様書及び入札説明書による。
(5) 入札方法
本書及び入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 本公告の日現在で新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「工業用薬品・施設用消耗資材」に登載されている者であること。
(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
(5) 県内に本社（本店）又は営業所等が所在しており、大量発注や急な発注にも対応できる体制を確保している者であること。
(6) 緊急時の対応として、営業時間外であっても物品の納入が可能な者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び入札参加資格申請の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県企業局総務課総務係
電話番号 025-280-5565
Eメール ngt300010@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年3月6日（金）まで、上記3(1)の交付場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時
令和8年3月30日（月）午後1時
(2) 会場
新潟県庁16階 入札室

5 その他

- (1) 入札及び契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約単価に年間購入予定数量を乗じた金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県企業局財務規程(昭和62年新潟県企業局管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第137条第3項に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加資格を証明する書類等を令和8年3月6日(金)午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。

なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札者は入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 暴力団の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。ただし、新潟県物品等入札参加資格者で、資格審査申請時に誓約書(物品等入札参加資格審査申請書第1号様式別紙7)を提出している者は提出不要とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者に通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、財務規程第147条の規定に基づいて設定された予定価格以下で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 調達手続の停止

令和8年度新潟県工業用水道事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

- (10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た時から10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

- (11) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Polyaluminum chloride for industrial water chemicals, 930,000kg

- (2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. March 6, 2026

- (3) Date of bid opening:

1:00 P.M. March 30, 2026

- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:

General Affairs Division

Bureau of Public Enterprise

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, JAPAN 950-8570
TEL: 025-280-5565
E-mail : ngt300010@pref.niigata.lg.jp